

# 住民税の申告をお忘れなく

ことしも市民税・県民税の申告時期がまいりました。

この申告は、市民税・県民税の課税資料ならびに所得証明・納税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をして下さい。

申告書の提出は三月十五日までですが、市税務課では次の日程により各地区ごとに「申告相談会場」を設けて、申告書の記載などについてご相談や申告を受け付けます。

○申告をしていただくかた  
昭和五十九年一月一日現在都留市に住民登録のある方、または実際に市内に居住している方で、次に該当する方は昭和五十八年中の所得を申告して下さい。

1. 事業所得（営業・農業・その他の事業）配当所得・不動産所得・利子所得・雑所得等のあった人
2. 給与所得のほかに所得のある人や、給与を二カ所以上から受けている人
3. 給与所得のみの人で次に該当する人

(ア) 勤務先から給与支払報告書の提出がなされていない人

(イ) 雑損控除・医療費控除を受けられる人

4. 昭和五十八年中に退職した人

5. その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人

6. 都留市に住所がなく、家屋敷・店舗・事務所・事業所等を有する人

○申告にお持ちいただくもの  
1. 印鑑・ハガキ（相談日をご通知したハガキ）  
2. 昭和五十八年中（二月一日から十二月三十一日）の所得のわかるもの

(ア) 給与所得者は給与支払報告書（すでに市へ提出している人は除く）または事業主の証明書（日数日給・年間所得額）

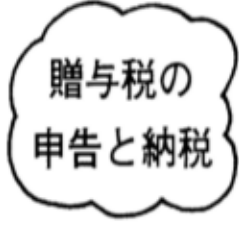
(イ) 営業所得者・不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等、農業所得者の場合は実際に耕作した田・畑の作付面積・収穫量、養鶏・養豚は頭羽数、養

蚕は掃きたて数量  
(ウ) 生命保険料の領収書または証明書  
(エ) 医療費の領収書、保険などで補てんされた金額  
(オ) 学生は学生証か在学証明書

## 申告相談日程表

時間：9時30分～4時

地区	会場	月日	対象地区
盛里	盛里公民館	2月16日(木)	馬場・神門・久保・曾根・大平
室	与根営農指導センター 旧室小平集分校	2月16日(木)	日影・日向・上手
室	上大幡青年会館	2月17日(金)	厚原・平栗・加畑
室	室公民館	2月17日(金)	上大幡・高畑
室	田野倉公民館	2月20日(月)	金井・中津森・下大幡
室	市役所税務課	2月21日(火)	田野倉・小形山・大原
室	市役所大会議室	2月23日(木)	所得税市受付対象者
室	市役所農協生支所	2月24日(金)	税務署出張申告相談
室	十日市場公民館	2月27日(月)	四日市場・月見ヶ丘
室	都留市農協生支所	2月28日(火)	吉川渡・井倉・川茂
室	十日市場公民館	2月28日(火)	十日市場
東	境公民館	2月29日(水)	境
東	鹿留公民館	2月29日(水)	吉渡・沖・宮下
東	上夏特公民館	3月1日(木)	上夏特・下夏特
東	農村環境改善センター	3月2日(金)	桂町・蒼竜峡
三	五川公民館	3月5日(月)	三吉地区全城
三	市役所税務課	3月6日(火)	田原一丁目・田原四丁目・上谷一丁目・上谷二丁目
三	市役所税務課	3月7日(水)	上谷三丁目・上谷六丁目・川棚・上谷
三	市役所税務課	3月8日(木)	中央一丁目・中央四丁目・つる一丁目・つる二丁目
三	市役所税務課	3月9日(金)	開地区全城
旧下谷	文大附属小学校	3月12日(月)	つる一丁目・つる五丁目・上谷一丁目・上谷四丁目・上谷
旧下谷	市役所税務課	3月13日(火)	地区の指定日に相談を受けなかった方
旧下谷	市役所税務課	3月14日(水)	〃
旧下谷	市役所税務課	3月15日(木)	〃
市内全地区	市役所税務課		



2月1日～3月15日

昨年中に六十万円をこえる贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。  
ご相談は、大月税務署（☎〇五五四二二三二五二）へ。